

昭天瑞民商だより

昭和天白瑞穂民主商工会

名古屋市瑞穂区大喜新町2-4

TEL:052-889-6611

FAX:052-889-6610

協力金の対応・あいスタ制度の見直しを！！

9月7日(火)に愛知自治センターで愛知県交渉が行われました
交渉では、まず「協力金・応援金」について、書類の確認及び申請許可が遅れていることに刈谷民商の会員さんの例を踏まえながら一刻も早く振込がなされるよう求めました。また、コールセンター・サポート窓口の不適切な対応、申請者が申請途中・給付決定後などで亡くなってしまった際の給付要件について、また、問題が起こった際の責任部局をはっきりしてほしいと申し入れました。
次に、多くの会員さんを悩ませている「あいスタ」について、世間で出回っている「あいスタに登録しないと営業できない」はデマ情報であり、登録しなくとも営業はできますと県の担当者に宣言させました。
続けて、「あいスタ」に登録しないと今後の協力金がもらえないという点について、あいスタを給付要件にしないこと、その他認証・登録できないことで不利益を与えないように訴えました。仮に登録を拒否された業者は生きていくためには「営業をする」以外の選択肢がなくなることで感染防止対策のためにやっているのに本末転倒ではないですか？と参加した業者からも質問が飛んでいました。
登録開始からの申請者数及び登録件数は9月1日現在で13,273件、認可が下りた登録件数は6,789件と少なく、愛知県全体で飲食業者はおよそ4万件あるなか、予定されている10月という目安に間に合わない業者が数多く出る。今後は登録の延長及び制度の見直しを求めて話し合われました



インボイス制度って直ぐ登録しなきゃいけないの？

10月1日から登録が開始されるインボイス制度はたとえ売上1000万以下の免税業者であっても、登録をしなければ＝課税業者となり、消費税の支払い義務が生じてしまいます。ですが直ぐに登録が必要というわけではなく、制度が適用される2023年10月1日の半年前にあたる2023年3月31日までに登録をすれば問題ありません(以降を過ぎると10月1日に間に合いません)インボイスどうしよう？と近くで困っている方、悩んでいる方がみえましたら是非民商をご紹介ください